

高知県遊漁船業等振興資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県遊漁船業等振興資金利子補給要綱</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(融資機関)</p> <p>第5条 この要綱により融資を行うことができる融資機関(以下「融資機関」という。)は、<u>高知県信用漁業協同組合連合会の地位を承継した西日本信用漁業協同組合連合会</u>、銀行及び信用金庫であり、県税を滞納していない者とする。</p> <p>第6条～第19条 略</p> <p>(附則) 略</p> <p><u>(附則)</u> <u>この要綱は、令和4年12月20日から施行し、同年11月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県遊漁船業等振興資金利子補給要綱</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(融資機関)</p> <p>第5条 この要綱により融資を行うことができる融資機関(以下「融資機関」という。)は、<u>高知県信用漁業協同組合連合会</u>、銀行及び信用金庫であり、県税を滞納していない者とする。</p> <p>第6条～第19条 略</p> <p>(附則) 略</p>